

犬を飼う前によく考えましょう

犬の寿命は大きさにもよりますが約12～18年程度です。

飼う目的や飼育場所の広さ、周囲の環境などを考え、自分の家庭に適した犬を家族で十分話し合って選びましょう。

犬を飼うときに必要なことを知っていますか？

- 市への登録と年1回の狂犬病予防注射
- 飼育費用（毎日の食費や、予防・医療費、ペット用品費など）
- 世話にかかる時間と手間（給餌、散歩、糞尿の掃除など）
- 十分な手入れとしつけ、ふれあい



以下のようにしつけましょう

- 「待て」「おすわり」「ふせ」などができるように。
- 呼んだらすぐ来るように。
- 不必要に吠えないように。
- 人を怖がったり攻撃的にならないように。
- ケージ等に入ることを嫌がらないように。
- 自宅敷地内でフンやオシッコをさせるように。

散歩中に犬を放していませんか？

公園や道路など公共の場所で犬を放すことは、大阪府条例で禁止されています。

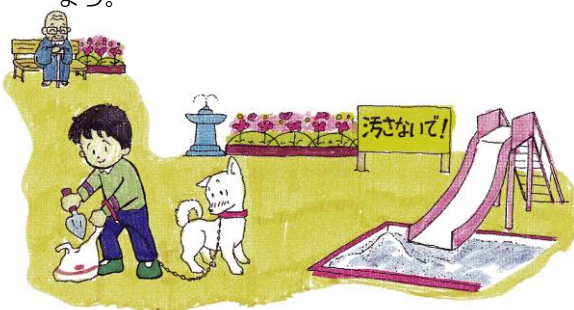
大きな音などに驚いて逃げてしまい迷子になったり、交通事故にあったり、周囲の人への迷惑になったりすることがありますので、**犬を制御できる人が必ずついて散歩させましょう。**

人を咬んだときは

飼い犬が人を咬んだときは、すみやかに被害者に医師の手当てを受けさせるとともに、「**飼い犬咬傷届出書**」を動物指導センターへ提出し、咬んだ犬には獣医師による狂犬病の鑑定を受けさせてください。

道路や公園を犬のトイレと間違えていませんか？

- **道路や公園、他人の土地などを犬のフンなどで汚さないようにしましょう。**
- ビニール袋などを携帯し、必ずフンは持ち帰って自宅で捨てましょう。
- 水を入れたペットボトルなどを携帯し、犬がオシッコをしたらすぐに流しましょう。



犬を捨てないでください！

犬を捨てることは犯罪（100万円以下の罰金又は1年以下の懲役）です。

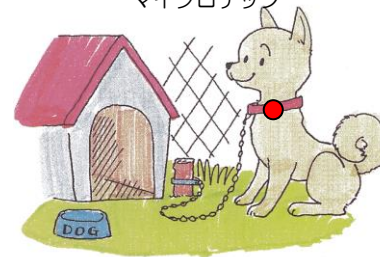
捨てられた犬は放浪し、病気や事故で苦しむことになります。また放浪中に人にかみつくなど、近隣の迷惑にもなります。

不妊手術をしましょう

不幸な子犬を産ませないためにも**避妊・去勢手術**を受けさせましょう。

所有者がわかるようにしましょう

飼い犬には鑑札や注射済票、名札、マイクロチップなどをつけましょう。



行方不明になったらすぐ連絡を！

動物指導センターと最寄りの警察署にすぐ連絡しましょう。保護情報を連絡できるようにします。



飼えなくなったときは

終生飼育をすることが原則です。

どうしても飼えなくなったら、新しい飼い主を探してください。

- 貼り紙を作り、近隣をお願いして掲示してもらおう。
- 地域雑誌のペットコーナーに掲載する。
- 動物指導センターで譲渡希望の書類を出す。

どうしても見つからないときは堺市で引き取ることもできます（**事前相談予約制、有料**）



「猫に庭や家屋を荒らされた」、「鳴き声がうるさい」、「糞尿で汚された」などの苦情や相談が増加しています。これらは飼い主の気配りと責任ある飼育で改善できます。無責任な飼育は近隣の人々に迷惑をかけるばかりでなく、猫にとっても不幸なことです。

### 猫を飼うときは

1. 猫の習性を知っておきましょう。  
夜行性、単独生活、爪とぎをする、高いところに登る、きれい好き、糞を埋める
2. 室内で飼いましょう。  
室内飼育することで、交通事故・感染症（猫エイズ・猫風邪など）・他の猫との望まない妊娠を避けることができます。また、ご近所にも迷惑をかけません。
3. 不妊手術をしましょう。  
猫は生後約6ヶ月で性成熟し、年1～3回発情し、1回の出産で3～6頭の子猫を産みます。飼えない子猫が産まれないように不妊手術（メスには**避妊手術**、オスには**去勢手術**）を受けさせましょう。

#### 不妊手術の利点

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| オス               | メス                    |
| ・発情期にメスを求めて放浪しない | ・発情がなくなり、オスが近づかない     |
| ・おとなしくなる         | ・子宮蓄膿症などのメス特有の病気にならない |
| ・尿かけ（スプレー）がなくなる  |                       |

4. 飼う猫は管理できる数にしましょう。

5. 所有者がわかるようにしましょう。  
飼い猫には名札つきの首輪、マイクロチップなどをつけましょう。また、飼い猫が行方不明になったら動物指導センターと最寄りの警察署にすぐ連絡しましょう。

### 猫にエサだけを与えている方へ

おなかをすかせた猫にエサをあげようとする気持ち自体は、悪いことではないと思います。しかし、エサをあげる「だけ」の行為は、子猫を産ませることにつながってしまいます。その結果、狭い地域に猫が密集し、猫エイズや猫風邪などの病気に感染したり、交通事故で大ケガをする危険性が高くなります。ご近所の方は、増えてしまった猫の糞尿や、爪による車への被害などでお困りです。

あなたがエサをあげている、その猫たちは本当に幸せですか。かわいそうな猫を増やすことにはなっていませんか。

- エサをあげるのなら**地域の住民の方の理解を得られるようにしましょう。
- これ以上増えないように**不妊手術**をしましょう。
  - トイレを設置し、定期的に、糞尿の**清掃**を行いましょ。
  - エサを与える場所、トイレの設置場所の所有者に**許可**を得ましょう。
  - エサの放置は**絶対**にせず、食べ残しは**片づけ**ましょう。



### 地域猫活動とは

地域住民が、**地域の理解と協力を得て**地域のルール（エサや糞尿の管理、不妊手術の徹底、周辺美化など）に基づき、飼い主のいない猫を飼育管理していく活動です。

### 猫を捨てないで！

猫を捨てることは**犯罪（100万円以下の罰金又は1年以下の懲役）**です。捨てられた猫は放浪し、病気や事故で苦しむことになります。また“野良猫”となり、ゴミを散らかすなど近隣の迷惑になります。

### 飼えなくなったときは

- 終生飼育をすることが原則です。どうしても飼えなくなったら、新しい飼い主を探してください。
- 張り紙を作り、近隣にお願いして掲示してもらおう。
  - 地域雑誌のペットコーナーに掲載する。
  - 動物指導センターで譲渡希望の書類を出す。

どうしても見つからないときは堺市で引き取ることもできます（**事前相談予約制、有料**）



### 猫の迷惑行為防止方法（例）

- 猫が好む場所にしない
  - ・敷地内に放置してある不要な荷物などがあれば撤去し、猫が隠れる空間をなくす。
  - ・不要な砂・土・砂利は置かない。または上にネットをかぶせたり、トゲ状のシートを置いたりする。
  - ・猫のエサになりそうな物を外に放置しない。
  - ・ゴミ出しのルールを守る。
- 猫が侵入できないようにする
  - ・すき間、穴など…ふさぐ
  - ・フェンスや塀の上…トゲ状のシートなどを置く。
- 駐車スペースなどの開放された場所には
  - ・猫にとって不快な音を出す（市販の簡易型超音波発生装置を置くなど）。
  - ・猫にとって不快なおいの物を置く（市販の猫よけ剤など）。

※残念ながら、猫撃退の秘訣はありません。居心地を悪くする、あるいはしつけをするような気持ちで根気強く対処するしかありません。万能な対策はありませんが、いろいろ工夫してみると案外うまくいくことがあります。

※猫に近づくと時やトゲ状の物・薬剤等を取り扱う際には、安全面にくれぐれもご注意ください。